

## 質 問 回 答

2024 年 7 月 8 日

「(案件名) エチオピア国北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト」  
(公示日:2024 年 6 月 26 日/調達管理番号:24a00369)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.13 脚注 ほか	ローカルコンサルタントの訪問可能な地域は JICA の安全措置の上で日本人専門家とは範囲やルールが異なるでしょうか。	JICA 関係者のうちローカル人材についても安全確保は JICA の重要な責務であり、JICA との契約関係に応じて安全配慮義務の程度は異なるものの、安全対策措置(渡航措置及び行動規範)等の対象となります。他方、現地に生活及び業務の本拠を置くローカル人材は、言語、人的ネットワーク、土地勘等を有し、自己の安全対策、緊急時の対応を一定程度独自に行えらるることから、JICA 事業に従事するために当該国に渡航・滞在する関係者とは異なる安全対策措置基準により、渡航・業務従事の是非を判断する場合もございます。
2	P.58 (9)その他留意事項 1)貸与車両	貸与車両はティグライ州での利用を想定しているでしょうか。また、利用開始時期はいつころになるでしょうか。	当初は車両の貸与を想定していましたが、現時点では車両購入後のティグライへの輸送が治安情勢により困難であることや政府による輸入制限を踏まえ、プロジェクト期間通期でレンタカーを利用頂く想定に変更します。(なお、車両調達が可能となった際には、車両を調達し、契約内容について相談させていただく可能性はあります。)

			<p>変更後の経費の取り扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貸与車両の運転手代、燃料代、車両保険・メンテナンス代等の計上は不要です。</li><li>・ティグライ州等におけるプロジェクト期間通期にわたる車両借上費を計上ください。</li><li>・上限額に変更はありません。(貸与車両の運転手代、燃料代、車両保険・メンテナンス代等をレンタカー経費に変更した場合の経費に差がないことを確認しました。)</li></ul>
--	--	--	---

以上